

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る検討における
その他の意見等(案)

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会(以下「調査会」という。)において、『「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告(第二次)～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～』(令和元年6月19日総合科学技術・イノベーション会議決定。以下「第二次報告」という。)以降、調査会において議論された事項のうち、『「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告(案)(第三次)～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について～』に取りまとめた以外の意見等は、次の通り。

1. ヒト胚に関する基礎的研究におけるヒト胚の培養期間について

ヒト胚の培養技術の進歩や、ヒト胚に関する研究が人の健康や福祉の増進に当たり有益な知見をもたらしうることを踏まえ、現在、国内外において共通の基準となっている、ヒト胚の培養期間を14日以内に限ることとするルールについて、改めて検討してはどうか。

この際、このようなより長期間のヒト胚の培養を行う研究を容認することの科学的意義及び社会的・倫理的課題や、科学及び倫理に係る専門的審査に関する手続等の確保のための方策について、検討する必要があるのではないか。

2. ヒト胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る審査等体制について

調査会においては、令和2年1月10日に「ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る審査等体制に関する意見の整理」を取りまとめた。

1.の事項にも関連し、審査等の体制について、現行の体制における運用状況や課題等を踏まえつつ検討する必要があるのではないか。

3. 多能性幹細胞等からヒト胚に類似した構造や、生殖細胞を作成する研究について

海外で、多能性幹細胞等からヒト胚に類似した構造を作成したとする報告が相次いであった。また、について、中間まとめ第二次報告において関係研究の進捗状況を踏まえ、検討を再開すべき時期に達した場合に改めて結論を得ることとした。

こうした、多能性幹細胞等からヒト胚又はこれに類似した構造や、生殖細胞を作成する研究について、当該研究に係る技術の状況、科学的妥当性及び当該研究に伴う倫理的課題を踏まえ、改めて検討をする必要があるのではないか。

4. その他、ヒト胚や特定胚の取扱いに関し、新たに規制の見直しの必要性が生じた事項

について

上記のほか、今後、新たな技術等を用いたヒト胚や特定胚に関する研究等の国内外の様々な状況の変化を踏まえ、必要に応じて指針等の規制のあり方を検討する必要があるのではないか。

これらの意見等については、論点や適切な検討の場等について整理した上で、必要に応じて調査会において引き続き検討してはどうか。

以上